



教高指第2366号  
令和3年3月19日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

### 緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年3月18日に、国は3月21日をもって緊急事態宣言を解除する方針を示しました。

これに基づき、本県では、同日、埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議、3月19日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「緊急事態宣言解除後の教育関係の対応」（別添資料1）を決定したところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

引き続き、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施する。  
なお、変更点は2のとおりである。

#### 2 変更点について

##### （1）授業における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い、対面での活動とならない等の対策を徹底すること。

##### （2）部活動

段階的に活動を再開する。

活動する日数や時間、条件等については、「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」（別添資料2）を厳守すること。

##### （3）家庭へのお願い

長期休業日（学年末休業日及び春季休業日）を含めて、次の内容を保護者等に協力依頼すること。

- ア 規則正しい生活習慣の徹底
- イ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ウ 不要不急の外出、児童生徒同士の会食等の自粛

### 3 学校行事等について

- (1) 終業式、修了式及び始業式等、複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱は控えること。

- (2) 入学式は、令和3年2月4日付け教高指第1992号（別添資料3）の「3 令和2年度卒業式について」と同様に対応すること。

### 4 別添資料

- (1) 令和3年3月19日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）  
「緊急事態宣言解除後の教育関係の対応」
- (2) 「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」
- (3) 令和3年2月4日付け 教高指第1992号  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」（写し）

#### 【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963

#### 【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当  
電 話 048-830-6947

#### 【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当  
電 話 048-830-7391

#### 【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
電 話 048-830-6886

# 緊急事態宣言解除後の教育関係の対応

## 1. 学校における対応

### 県立学校における学校運営の基本方針

引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施

#### ① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話の自粛  
（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 授業は十分な感染症対策の下で実施

#### ② 部活動

- 段階的に活動を再開（合宿等は中止）

#### ③ 卒業式・入学式等

- 卒業生・新入生、教職員、保護者(1名まで)で実施  
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業旅行、式後の集まりや会食の自粛

## 2. 家庭における対応

#### ④ 春休みを含めた家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出、生徒同士の会食等の自粛

## 3. 県立図書館・博物館・美術館における対応（再掲）

**方向性** 感染防止対策を徹底しながら、原則開館

#### ⑤ 図書館

- 座席数の制限

#### ⑥ 博物館・美術館

- 入場人数の制限

※ ①～④については、小・中学校等の実態を踏まえつつ、同様の内容を市町村へも要請

## 緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて

### 1 基本的な考え方

試行期間における状況を踏まえ、引き続き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、下記のとおり段階的に活動を行うものとする。

なお、緊急事態宣言は解除されたが、県が実施する「段階的緩和措置」を参考に、活動については必要最低限の活動に留めるように、各校で十分に検討すること。

### 2 具体的な進め方

#### (1) 活動日数及び1日当たりの活動時間等

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
3月22日(月) ～3月28日(日)	4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内のみ	原則行わない
3月29日以降	県方針及び各学校の方針に基づく活動			原則行わない

#### (2) 活動条件

##### 【活動全般】

- ・ 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- ・ 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ・ 活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- ・ 活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- ・ 泊を伴う活動は、校内外ともに実施しない。
- ・ 大きな発声や身体接触を伴う等の感染リスクの高い活動について、適宜見直しをする。
- ・ 長期休業中に体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならぬよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。
- ・ 泊を伴う活動は、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとする。
- ・ その他の指導内容等については、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。

##### 【活動前】

- ・ 体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。

- ・ 一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
- ・ 屋内施設で活動を行う場合は、原則1会場（例：バスケットコート1面）につき1競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）

#### 【活動中】

- ・ 休憩時等の手洗いを徹底する。
- ・ タオルの共用はさせない。
- ・ 用具の消毒等を徹底する。

#### 【活動後】

- ・ 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

#### (3) その他

- ・ 関東大会及び全国大会と、その予選会に出場する部については、その日から起算して14日前から、県の部活動方針に基づく活動を認める。



各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、本県では2月3日に新型感染症専門家会議、2月4日に新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」(別添資料1)が決定されたところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

なお、具体的な対応については、令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について (通知)」(別添資料2)及び令和3年1月13日付け「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン Ver. 5」を引き続き参照すること。ただし、卒業式については、併せて3を参照すること。

2 期間

令和3年3月7日(日)まで

3 令和2年度卒業式について

緊急事態宣言の期間にかかわらず、以下の留意点を踏まえ、実施すること。

- (1) 感染防止対策を徹底すること(マスクの着用や会場の換気等)。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合には参加をしないよう徹底すること。

- (3) 参加者の座席の間隔については、少なくとも1席分のスペースを空けること。  
ア 在校生は参加させないこと。ただし、式の進行に必要な在校生の代表のみ参加を可とする。  
イ 来賓は原則として招待しないこと。  
ウ 保護者が参加する場合については、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。その際、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。  
エ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。
- (4) 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。
- (5) 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えること。(校歌斉唱等も同様に扱うこと。)
- (6) 卒業式後の集まりや会食を自粛すること。

4 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜等について  
感染防止対策を徹底した上で予定通り実施すること。

5 送付資料

- (1) 令和3年2月4日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(抜粋)  
「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」
- (2) 令和3年1月7日付け 教高指第1826号(写し)  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について(通知)」

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【高等学校入学者選抜に関すること】

担 当 高校教育指導課 学びの改革担当

電 話 048-830-6766

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886